令和元年度生駒市アンテナショップおちやせん「チャレンジ商品」事業概要(案)

事業名 令和元年度生駒市アンテナショップおちやせん「チャレンジ商品」事業

目的 生駒市アンテナショップおちやせん（以下「おちやせん」という。）において、商品等をテスト販売し、創業まもない事業者、創業予定の方の商品が生駒の魅力ある商品となることを応援・育成する。

概要 生駒商工会議所が生駒市からの委託事業として、生駒市と生駒商工会議所が認定した商品・サービス商品（以下「チャレンジ商品」という。）をおちやせんで委託販売し、広報誌やホームページ等で広く商品・出店者を紹介する。

消費者に対するマーケティング調査等を実施するほか、専門家のアドバイスを出品物に対して行い、商品のブラッシュアップ等の支援を行う。

実施期間 令和元年５月７日～令和２年３月３１日、但し販売期間は別途定める。

対象者 チャレンジ商品を出品できる者（以下「出品者」という。）は、次の①～③のいずれかに該当し、過去に生駒市アンテナショップおちやせん「チャレンジ商品事業」に参加したことがない者とする。

①生駒市に住民票を有し、創業を目指す者

　　②生駒市に住民票を有し創業後５年以内の者

　　　　　　③生駒市内で創業後５年以内の者

※創業を目指す者とは、原則として、生駒商工会議所、奈良県よろず支援拠点、金融機関等において、事業計画の相談をしている者

募集商品 対象となる商品は、出品者が企画・開発した商品またはサービス商品とする。  
原則として、次に掲げるものは対象としない。ただし、必要に応じて協議の上、対象とすることができる。

①商品の大きさが高さ２５cm×奥行３５cm×幅３０cmを超えるもの

②においが強いもの

③大きな音のでるもの

実施内容 生駒市と生駒商工会議所が認定したチャレンジ商品をおちやせんで２カ月間テスト販売する。

①販売期間中の商品に対する消費者及びマーケティング専門指導者によるアドバイスや販売・マーケティングデータを出品者にフィードバックする。ただし、マーケティング調査対象商品は1事業所２品までとする。

②生駒商工会議所や市の広報誌・ホームページ・チラシ・パンフレット等でチャレンジ商品を紹介する。またイベントへの商品の出展を支援する。

販売場所 チャレンジ商品の販売場所は、おちやせん運営事業者（以下「運営事業者」という。）が指定する場所とする。

費用負担 チャレンジ商品のおちやせんの販売事務手数料（販売価格の２０％）は生駒市が負担する。ただし、次の費用は、出品者の負担とする。

①商品の製作に係る費用

②商品の搬入・搬出に係る費用

③その他チャレンジ商品に係る販売事務手数料以外の費用

販売期間 令和元年９月１日～１０月３１日か令和元年１１月１日～１２月２８日のいずれかの期間

なお、販売時期は、入荷数量等の調整を行った上で、運営事業者が決定する。

販売方法 販売方法は、おちやせんの販売事務委託とする（販売スペースの都合により、認定を受けても即時、店頭に出品できない場合がある。）。サービス商品については、運営事業者が定める場所において、事前に販売等の日時を案内してサービスを提供し、料金はおちやせんのレジにて精算する。  
出品者が自身のチャレンジ商品について店頭でのPRを希望する場合は、事前に運営事業者に申込みを行い、運営事業者から許可を得て行うこととする。

　販売状況の提供

チャレンジ商品に対する売上マーケティングのデータ、在庫数は運営事業者がとりまとめを行い、随時出品者に情報を提供する。

商品に関するクレーム等対応

販売期間中、チャレンジ商品のクレーム等に関して、出品者が対応する。

申込方法 下記の必要書類等を令和元年６月１０日～７月５日に生駒商工会議所へ提出すること

必要書類等 認定申請書（様式第１号）

チャレンジ商品エントリーシート（様式第２号）

開業届（個人事業主の場合）

法人登記簿（法人の場合）

事業計画書（創業を目指す方の場合）

試食・見本品（写真可）

サービス商品の場合は、商品の内容に関する企画書